契約書・英文契約書・
多言語化の総合実務セミナー

契約・リスク・法的効果を読み解くための実践講座

契約
日本語契約書

Contract
英文契約書

Hợp đồng
多言語化

行政書士　上野徹事務所

特定行政書士／申請取次行政書士／ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL：https://uenotorulaw.com
TEL：070-5813-9676
Email：tony39u@gmail.com

目次

本日の内容

0

なぜ契約書が必要なのか

契約書の本質・効果・構造。民法の標準ルールを「上書き」する意味

1

取引基本契約書

前文から責任制限・知的財産権まで、企業間契約の勘所とレビュー視点

2

雇用契約書

契約期間・職務内容・賃金・固定残業代など、紛争になりやすい条項

3

就業規則

作成・届出・周知のルール、効力の優先順位、抜け落ちやすい項目

4

英文契約書

日本語契約との違い、Indemnityの読み方、翻訳とAI活用の限界

5

多言語化

「翻訳」から「理解させる」へ。外国人雇用に必要な実務多言語化

まとめ　契約書は「言葉」ではなく「リスク配分と法的効果」の設計図

0

第0章

なぜ契約書が必要なのか

契約書は「約束の証拠」であるだけでなく、

“リスク配分の設計図”である

契約書の本質：民法の標準ルールを“上書きする装置”

なぜ契約書が必要なのか

- 民法の契約に関する規定の多くは任意規定。当事者が別段の合意をしなければ、法律の標準ルールが適用される（契約自由の原則・民法521条）
- 実務では、業界慣習・リスク許容度・現場の運用が企業ごとに異なる
- 外国企業との取引では、前提とする法制度そのものが異なる
- **契約書は、標準ルールを自社の取引実態に合わせて「上書き」する装置**

契約書がないとどうなるか

- 契約不適合責任（民法562条以下）が標準ルールどおりに適用される
- 委任・準委任では、善管注意義務（民法644条）の範囲が広く解釈されうる
- 信義則（民法1条2項）により、明記のない付随的義務が認められうる
- 責任の範囲・上限が、当事者の想定と異なる結果になりうる

契約書は「約束の証拠」にとどまらず、民法の標準ルールを調整し、将来の紛争リスクをあらかじめ制御する設計図である

契約書の効果：現在・将来・紛争時の三層構造

現在の効果

- 権利義務が発生する
- 契約関係が開始する
- 役務提供・労務提供・物品引渡しが始まる

将来の効果

- 遅延・不履行時の対応
- 追加作業の扱い
- 契約終了の条件
- 再発防止の仕組み

紛争時の効果（最重要）

- 裁判所が参照する資料：
- 基本契約（取引基本契約書）／個別契約（注文書・仕様書）
- 雇用契約書・就業規則
- メール・議事録など

契約書は、紛争になったときに「何を基準に判断するか」を固定する、いわば“未来の裁判の台本”である

契約書の構造：“二層構造”で動く

企業間

共通ルール（枠組み）

取引基本契約書

リスク配分・責任範囲・紛争時のルール

↓

個別の内容（実行）

個別契約（注文書・仕様書・見積書）

実行内容・数量・納期・価格

企業×従業員

共通ルール（枠組み）

就業規則

労働条件・懲戒・解雇・服務規律など全従業員共通のルール

↓

個別の内容（実行）

雇用契約書（労働条件通知書）

給与・勤務地・職務など個別の労働条件

共通ルール（基本契約・就業規則）が枠組みを定め、個別契約が具体的な内容を定める。この関係を押さえることが契約実務の出発点

1

第1章

取引基本契約書

企業間取引の「親契約」。

責任の範囲と紛争時のルールを決める

前文（背景・目的）＝契約の起点となる条項

前文は「飾り」ではない。契約の背景・目的・範囲を示し、解釈の手がかりとなる

前文が曖昧だと

- 業務範囲（Scope）が膨張する
- 責任範囲が拡大する
- 追加作業が「協力の一環」とされる
- 紛争時に「当事者の意図」が争点になる

危険ポイント

- 「協力関係」「円滑な取引」などの抽象語
- 目的が広すぎる
- 個別契約との関係が未記載

ドラフト技術（必須4要素）

- 背景：なぜ締結するか
- 目的：何を達成する契約か
- 範囲：どこまで支配するか
- 個別契約との優先順位

想定事例（イメージ）

前文の「協力関係」を根拠に、追加作業200時間を無償で求められた。

結論

前文が曖昧だと、契約全体の解釈が曖昧になる。

基本取引条件＝個別契約が動く枠組み

基本取引条件は、個別契約が動くための枠組み（骨格）を定める

骨格が曖昧だと

- 品質基準が曖昧になる
- 変更手続が曖昧になる
- 個別契約との優先順位が曖昧になる
- 「どちらが優先か」で紛争になる

危険ポイント

- 品質基準が未定義
- 変更手続が曖昧
- 個別契約との優先順位が未記載

ドラフト技術

- 基本契約と個別契約の優先順位を明記
- 変更は「書面」か「電子メール等」かを明記
- 品質基準は“測定可能な基準”で書く

想定事例（イメージ）

基本契約と個別契約が矛盾し、基本契約が優先すると判断されて、想定外の責任を負った。

結論

骨格が歪むと、個別契約すべての解釈が歪む。

補足：基本契約と個別契約はどちらが優先するか

パターン	契約書での一般的な記載例	優先されるのは
① 個別契約が優先（標準的）	「本契約と個別契約の内容が相違する場合は、個別契約の定めが優先するものとする。」	個別契約
② 基本契約が優先	「本契約と個別契約の内容が相違する場合は、個別契約に別段の定めがない限り、本契約の定めが優先するものとする。」	基本契約（個別契約で明示的に排除した場合を除く）
③ 条件付きで個別契約が優先	「個別契約において本契約と異なる定めをする場合は、本契約の〇条を適用しない旨を明記したときに限り、個別契約が優先する。」	基本契約（明記した場合のみ個別契約）

優先条項がある場合

基本契約書に書かれた優先順位のルールに従う

特に定めがない場合

一般に、より具体的な合意である個別契約が優先すると解される

個別契約の成立方法＝取引の起点

個別契約が「いつ・どのように」成立するかを定める。企業間取引の運用の中心となる条項

曖昧だと起こること

- 契約が成立したか不明
- 納期・価格・変更内容が不明
- メールのやり取りが契約と評価される
- 契約は申込みと承諾で成立し、方式は原則自由（民法522条）

危険ポイント

- 注文書の扱いが曖昧
- 見積書の位置付けが曖昧
- メール・口頭の合意の扱いが未整理

ドラフト技術

- 個別契約は「注文書」と「請書」で成立と定める
- 見積書の法的位置付け（申込みか否か）を明記
- メール・口頭のみでは成立しない旨を明記
- 変更は書面（電磁的記録を含む）で行う

想定事例（イメージ）

メールで「了解です」と返信しただけで個別契約の成立が認められ、数百万円の責任を負った。

結論

成立方法を定めておかないと、取引の前提そのものが揺らぐ。

業務範囲（Scope）＝責任の外周線

業務範囲は責任の外周を画する最も重要な領域。曖昧だと責任が際限なく広がる

曖昧だと起こること

- 追加作業が無償で膨らむ
- 品質責任・納期責任が拡大する
- 企業が疲弊する

危険ポイント

- 「その他必要な業務」
- 「甲の指示に従い随時対応する」
- 「協力の一環として」
- 「必要に応じて追加作業を行う」

ドラフト技術

- Scopeは「列挙＋除外」で書く
- 追加作業はScopeに含めず、別途見積・合意とする
- 指示義務は「個別契約に明示された範囲」に限定する

想定事例（イメージ）

Scopeが曖昧だったため、追加作業200時間を無償で負担した。

結論

Scopeの明確化が、追加作業・品質・納期責任の上限を決める。

検収＝仕事が“終わったか”を決める条項

検収は、成果物が契約に適合するかを確認し、履行完了の時点を定める最重要条項

曖昧だと起こること

- 永遠に合格しない
- 不合格理由が曖昧
- 検収期間が無限
- 検収完了＝納期完了かが不明

危険ポイント

- 「甲が満足するまで修正する」
- 「検収期間は協議のうえ決定」
- → 修正を繰り返す状態に陥る

ドラフト技術

- 検収基準を明記する
- 検収期間は「〇日以内」とする
- 不合格は「理由を書面で通知」
- 再納品は「〇日以内」
- 期間内に通知がなければ合格とみなす

想定事例（イメージ）

検収基準が曖昧で、3か月間合格とされず、修正を繰り返した。

結論

基準・期間・不合格時の対応を必ずセットで定める。

責任（損害賠償）＝責任の深さを決める条項

責任条項は、企業がどこまで責任を負うか（範囲と深さ）を定める

曖昧だと起こること

- 間接損害まで責任を負う
- 逸失利益まで責任を負う
- 下請先の事故まで責任を負う
- 責任が際限なく拡大する

危険ポイント

- 「乙は損害を賠償する」→ 範囲が無限定
- 「甲の損害を補填する」→ 間接損害まで含みうる

ドラフト技術

- 賠償範囲は「直接かつ通常の損害」（民法416条参照）
- 間接損害・逸失利益は除外
- 第三者損害は別途協議または分担を定める

想定事例（イメージ）

間接損害（営業損失）まで責任を負わされ、1,200万円の賠償を命じられた。

結論

直接損害・間接損害・逸失利益・第三者損害を区別して書く。

責任制限（LoL）＝企業の生存ライン

責任制限条項（Limitation of Liability：LoL）は、賠償額に上限を設け、想定外の賠償から企業を守る

なぜ重要か

- 想定外の損害が企業の存続を脅かす
- 賠償責任保険の付保額と整合させる
- 上限の有無で契約リスクが大きく変わる

危険ポイント

- LoLがない → 賠償額が想定を超えて膨らむおそれ
- 上限額が不明確 → 紛争時に争いになる

ドラフト技術

- 上限額は「個別契約の対価総額」
- 故意・重過失は除外する
- 第三者損害は別途協議とする

想定事例（イメージ）

LoLがなく、システム障害で4,800万円の賠償を命じられた。

結論

上限額と例外（故意・重過失）をセットで定める。

知的財産権＝成果物の帰属を決める条項

知財条項は、成果物の帰属・利用範囲・二次利用を決める最重要条項

曖昧だと起こること

- 成果物が使えない
- 再利用ができない
- 著作権をめぐる紛争になる
- ソースコードの帰属が不明

危険ポイント

- 「成果物の権利は甲乙協議」→ 帰属が確定しない
- 帰属が未記載

ドラフト技術

- 帰属は「甲」or「乙」と明記
- 著作権法27条・28条の権利も譲渡対象と明記（61条2項）
- 著作者人格権の不行使特約
- 利用範囲・二次利用の可否を明確化

想定事例（イメージ）

知財帰属が曖昧で、成果物の再利用が認められず、追加開発費900万円を負担した。

結論

帰属・利用範囲・二次利用の3点を必ず書く。

発注者が契約締結前に確認すべき10のポイント

契約書は「発注書」ではなく、「期待する結果を契約へ翻訳するツール」である

項目	発注者が確認すべき事項	放置した場合のリスク
① 目的	何を実現したいのか明確か	成果物の認識違い
② 成果物	完成物・納品物は定義されているか	「思っていたものと違う」
③ 業務範囲	やること・やらないことが明確か	追加作業・無限定な対応
④ 検収基準	合格条件を定量化しているか	検収できない
⑤ 納期	納品日か検収完了日か明確か	遅延責任をめぐる紛争
⑥ 追加作業	仕様変更時の手続が定められているか	無償対応の要求
⑦ 知的財産権	著作権・データの帰属先は明確か	成果物が使えない
⑧ 再委託	再委託先（下請・孫請）を把握しているか	情報漏洩・品質低下
⑨ 責任制限	損害賠償の上限は妥当か	想定外の損失
⑩ 終了条項	契約解除・データ返還は明確か	契約を終了できない

契約書レビューの究極チェック（5つの視点）

1
条文間の整合

条文単体ではなく、条文間で矛盾していないか

2
定義と本文

定義条項と本文は一致しているか

3
基本契約と個別契約

基本契約と個別契約は整合しているか

4
契約と運用

契約内容と実務運用は一致しているか

5
解釈の一義性

裁判官が読んで、解釈が一つになるか

結論

良い契約書とは、条文が多い契約書ではない。

「どこを読んでも同じ結論に到達する契約書」である。

2

第2章

雇用契約書

個別の労働条件を定める契約。

曖昧さは、そのまま労務紛争のリスクになる

雇用契約書の本質＝個別の労働条件を定める

雇用契約書とは

個々の従業員との契約

次の5点を個別に定める

- 誰を
- どの条件で
- いくらで
- どこで
- 何の仕事で

雇用契約書で定める

- 雇用形態
- 契約期間
- 職務内容
- 勤務地
- 賃金

就業規則で定める

- 服務規律
- 懲戒
- 休暇
- 解雇事由
- ハラスメント

雇用契約書＝個別条件／就業規則＝共通ルール。雇入れ時は、労働基準法15条に基づき労働条件を書面等で明示する義務がある

契約期間＝有期契約の生命線

有期労働契約では、開始日・終了日と、更新の有無・判断基準が特に重要

なぜ重要か

- 更新への合理的期待が生じると、雇止めが制限される（労働契約法19条）
- 通算5年を超えると無期転換の申込権が生じる（同法18条）

危険ポイント

- 更新条件の記載がない
- 「自動的に更新する」という表現
- 更新の上限（回数・期間）が不明

ドラフト技術

- 開始日・終了日を明記
- 更新の有無と判断基準（業務量・勤務成績・能力・経営状況等）を明記
- 通算契約期間・更新回数の上限の有無を明示

想定事例（イメージ）

更新の判断基準が不明確で、雇止めの有効性が争われた。

結論

更新ルールを、契約書に明文化する。

職務内容＝雇用契約最大の核心条項

企業間契約の「Scope」と同じ。「何をする人か」を定め、責任範囲と配置転換の範囲を画する

なぜ重要か

- 職種限定の合意があれば、会社の一方的な配置転換は制限されうる
- 業務内容の変更の範囲は、2024年4月から明示事項に追加されている

危険ポイント

- 「会社業務全般」
- 「その他一切の業務」

ドラフト技術

- 主業務・補助業務・職種を明示
- 就業場所・従事すべき業務の変更の範囲を明示

想定事例（イメージ）

経理職として採用 → 営業へ異動 → 職種限定の合意の有無が争われた。

結論

職務内容は責任範囲そのもの。限定か否かを明確にする。

賃金＝雇用契約の中心条項

雇用契約の本質は、労務の提供と賃金の支払いの交換（民法623条・労働契約法6条）

なぜ重要か

- 労務提供と賃金支払は契約の対価関係の中心
- 賃金は労働基準法24条の原則（通貨払・全額払・毎月払・一定期日払）に従う

危険ポイント

- 基本給が不明
- 手当の種類・金額が不明
- 歩合給などの計算方法が不明

ドラフト技術

- 基本給の額
- 手当の種類・額・支給条件
- 締日・支払日・支払方法
- 歩合給等の計算方法

想定事例（イメージ）

歩合給の計算方法が不明確で、支払額をめぐって紛争になった。

結論

賃金条項は雇用契約で最も重要。額と計算方法を明確に。

固定残業代＝雇用契約最大の紛争条項

「何時間分の残業代を含むのか」が明確でなければ、無効と判断される可能性がある

「20,000円」だけでは不十分

- 基本給部分と固定残業代部分を明確に区分する必要がある
- 時間外労働の対価である旨が分かる必要がある
- 未払残業代請求の原因になる

危険ポイント

- 時間数が未記載
- 基本給との区分が不明

ドラフト技術

- 「〇時間分」と明記
- 「〇円」と金額を明記
- 基本給と区分して記載
- 超過分は別途支給と明記

想定事例（イメージ）

固定残業代制度が無効と判断され、過去3年分（賃金請求権の時効）の残業代を請求された。

結論

固定残業代は「明確性」が命。

使用者と労働者の違い＝期待と条件のバランス

雇用契約とは、「期待する成果」と「働く条件」のバランスを探る作業である

使用者（会社）が求めるもの	労働者（従業員）が求めるもの
成果・貢献	賃金・待遇
生産性	労働条件
継続勤務	雇用の安定
指揮命令への対応	職務範囲の明確化
柔軟な配置転換	勤務地の安定
機密保持	プライバシー保護
組織への適応	ワークライフバランス
ノウハウ・知財の保護	キャリア形成
退職後の守秘義務	転職の自由
円滑な事業運営	安心して働ける環境

3

第3章

就業規則

全従業員に共通する職場のルール。

「作ったつもり」で抜けがないかを点検する

就業規則の作成・届出・周知（労働基準法）

1 作成・届出

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出る。変更時も同様（89条）

2 意見聴取

労働者の過半数で組織する労働組合（ない場合は過半数代表者）の意見を聴き、意見書を添付する（90条）

3 周知

作業場の見やすい場所への掲示・備付け、書面の交付、電子的な方法などで労働者に周知する（106条）

4 記載事項

始業・終業時刻、休憩・休日・休暇、賃金、退職（解雇事由を含む）は必ず記載する。退職手当などは定める場合に記載（89条）

合理的な内容で周知された就業規則は、労働契約の内容になる（労働契約法7条）。不利益変更は、原則として労働者の合意が必要（同法9条・10条）

効力の優先順位：法令＞労働協約＞就業規則＞労働契約

下位のルールが上位のルールに違反する場合、その部分は無効となり、上位のルールの基準が自動的に適用される（強行的効力・直律的効力）

優先 1
法令

労働基準法・労働契約法など

最も強い効力。労働契約で「残業代は支払わない」と定めても無効で、法定の残業代支払義務が発生する（労基法13条）

優先 2
労働協約

会社と労働組合が書面で結んだ合意

就業規則で定年60歳でも、労働協約で65歳と定めていれば、組合員には65歳定年が適用される（労組法16条）

優先 3
就業規則

会社が作成する共通ルール

労働契約で基本給20万円でも、賃金規程の最低基本給が22万円なら、22万円を支払う必要がある（労契法12条）

優先 4
労働契約

会社と労働者個人の契約

上位の基準を下回る部分は無効。上位のルールが適用される

例外：有利な場合（有利原則） 就業規則の基準を上回る個別合意は有効（労契法7条ただし書）。例：就業規則の住宅手当10,000円・個別契約の住宅手当20,000円 → 20,000円が適用される

就業規則で抜け落ちやすい・誤解しやすい項目

就業規則の危険は「未作成」ではなく、「作ったつもりで抜けていること」である

チェック項目	よくある誤解	発生リスク
① 試用期間	書かなくても有効	本採用拒否が困難
② 配置転換・転勤	人事権で自由にできる	転勤命令が無効に
③ 固定残業代	給与明細で説明すればよい	未払残業代請求
④ テレワーク	個別運用で足りる	労働時間をめぐる紛争
⑤ 副業	禁止と言えば禁止できる	副業禁止が無効に
⑥ 個人情報保護	NDAで足りる	情報漏洩事故
⑦ SNS利用	常識で判断できる	炎上・信用失墜
⑧ 競業避止	退職後も自由に縛れる	無効と判断される
⑨ 貸与品返還	返して当然	PC・データ未回収
⑩ 退職後義務	守秘義務は当然続く	顧客流出・情報持出し

多様な雇用形態・外国人雇用への対応

本則：雇用形態ごとに規則を分ける

- 就業規則（正社員）
- 契約社員就業規則
- パートタイマー就業規則
- 嘱託社員就業規則（必要に応じて）

共通付属規程

- 育児・介護休業規程
- ハラスメント防止規程
- テレワーク勤務規程
- 旅費規程／マイカー通勤規程

外国人雇用関連規程

- 外国人従業員規程
- 特定技能従業員規程
- 育成就労従業員規程

在留資格と、本来の所属する就業規則

在留資格	本来の所属
技術・人文知識・国際業務	正社員
特定技能	正社員または契約社員
育成就労※	契約社員的運用が多い
永住者	正社員
日本人の配偶者等	正社員・パート両方あり

整理の考え方

外国人従業員にも、雇用形態に応じた就業規則（正社員・契約社員など）を適用し、必要な事項のみ「外国人従業員規程」で補完する整理が合理的。

在留資格の有無にかかわらず労働基準法は適用され、国籍による差別的取扱いは禁止される（労基法3条）。 ※育成就労制度は2027年4月施行予定

4

第4章

英文契約書

言葉を訳すだけでは、契約は読めない。

条項が持つ法的効果とリスクの所在を読み解く

日本語契約書と英文契約書の本質的な違い

一般的な傾向：日本語契約は「法律による補完」を前提に簡潔、英文契約は「契約書自体での完結」を目指して詳細

日本語契約書

- 取引の基本ルールを定める
- 民法・商法等による補完を前提とする
- 条文は比較的簡潔
- 慣行や裁判例による解釈の余地が大きい
- 「何が起きたらどうなるか」を全ては書かない

典型例

「乙は甲に対し、本製品を納入する。」

これだけでも成立する場合が多く、不足部分は民法・商慣習・判例で補完される

英文契約書

- 契約書自体でリスク配分を完結させる
- 法律（準拠法）による補完をできるだけ排除する
- 条文が極めて詳細
- 解釈の余地を極力なくす
- 将来の紛争を前提に作成される

典型例

納期・納入場所・検査期間・不合格時の扱い・所有権移転・危険負担・損害賠償まで規定

翻訳だけでは理解できない理由

例1 Indemnity

一般的な訳語 **「補償」**

しかし実際に決めているのは

第三者からの請求への対応や、その費用を誰が負担するかを決める条項

- 第三者からの請求
- 訴訟対応
- 弁護士費用
- 和解金

例2 Warranty

一般的な訳語 **「保証」**

しかし実際に決めているのは

品質・性能などについて、どこまで責任を負うかを定める条項

- 保証対象
- 保証期間
- 救済手段
- 除外事項

重要なのは訳語ではなく、「リスクが誰に移転しているか」「どの範囲で責任を負うか」。※Warrantyの訳語「保証」は、民法446条の「保証」（他人の債務を担保する保証契約）とは別の概念

サンプル：Indemnity（補償）条項

English

Indemnification

The Supplier shall defend, indemnify and hold harmless the Customer, its affiliates, officers, directors, employees and agents from and against any and all claims, actions, damages, losses, liabilities, costs and expenses (including reasonable attorneys' fees) arising out of or relating to:

(a) any breach of this Agreement by the Supplier;

(b) any negligent act or omission of the Supplier; or

(c) any infringement or alleged infringement of any intellectual property rights by the Products or Services supplied under this Agreement.

日本語（参考訳）

第〇条（補償）

供給者は、次の各号に起因し、又は関連して生じる一切の請求、訴訟、損害、損失、責任、費用及び支出（合理的な弁護士費用を含む。）について、顧客並びにその関連会社、役員、従業員及び代理人を防御し、補償し、及び免責する。

(1) 供給者による本契約の違反

(2) 供給者の過失による作為又は不作為

(3) 本契約に基づき供給された製品又はサービスによる知的財産権の侵害又は侵害の主張

ひとことで言えば「供給者側に原因がある問題の後始末の費用は、供給者が負担する」条項。実務では、責任上限や手続（通知・防御権）と組み合わせて読む

最も危険なIndemnity：“any and all claims”

The Supplier shall indemnify the Customer against any and all claims.

直訳

「供給者は、あらゆる請求について顧客を補償するものとする。」

実務訳

供給者の側に原因があるかを問わず、顧客に対する請求・責任追及で生じた損害や費用を、供給者が負担しうる。

なぜ危険か

- 請求原因の限定がなく、範囲が極めて広い
- 契約違反・不法行為・第三者請求に及びうる
- 弁護士費用・和解金まで負担しかねない
- 金額の上限が定められていない

対策

- 請求原因を限定する（供給者の故意・過失、知的財産権侵害など）
- 責任上限（Cap）を定める
- 通知・防御権・和解同意の手続を置く
- 間接損害・逸失利益を除外する

Indemnityは「補償」ではなく「リスク移転条項」として読む。 第三者請求・知的財産権侵害・製造物責任で頻出し、英文契約で高額な責任が生じやすい条項である。

英文契約を読むときの視点

初心者
条文を読む

▼

中級者
法律用語を読む

▼

実務家
リスク配分を読む

実務家が確認するポイント

誰が	責任を負うか
いくらまで	責任を負うか（責任の上限）
何が	免責されるか
誰が	契約解除権を持つか
どこで	紛争解決（裁判・仲裁）を行うか

英文契約書は「英語力」だけでなく、「リスクを読む視点」で読む

なぜ単純翻訳では危険なのか

日本法の概念

- 信義則
- 契約不適合責任（旧・瑕疵担保責任）
- 債務不履行
- 危険負担

英米法の用語	一般的な訳語	注意点
Indemnity	補償	第三者請求などで生じる損失の負担を移転する
Consequential Damages	結果的損害	日本法の特別損害・間接損害と一致するとは限らない
Liquidated Damages	損害賠償額の予定	民法420条に近いが、過大な額は英米法では「違約罰」として無効とされうる
Best Efforts	最善努力義務	努力の程度は法域・文脈で異なる。日本法の善管注意義務とは別概念
Representations and Warranties	表明保証	事実と異なる場合の救済（補償・解除等）とセットで機能する

英米法の概念には、日本法上の完全な対応概念がない場合がある。 言葉は訳せても、法律効果は訳せない。

三つの本質：翻訳・レビュー・英文化

契約翻訳の本質

× 言葉を英語と日本語で置き換える

▼

○ 契約上の権利・義務・リスク配分を移し替える

英文契約レビューの本質

× 英語を読む

▼

○ リスクの所在を読む

英文化の本質

× 日本語契約を翻訳する

▼

○ 国際取引向けの契約として再設計する

契約翻訳とは「言語の翻訳」ではなく、「法制度・商慣行・リスク配分の翻訳」である

契約翻訳者に求められる三つの能力

訳す能力

- 正確な法律用語
- 契約用語の理解
- 英文構造の理解

見抜く能力

- 責任上限はあるか、無制限か
- 第三者請求を負うか
- 知的財産権侵害の責任を負うか
- 解除権が片務的ではないか
- 管轄裁判所が不利ではないか

説明する能力

- 条項の法的効果を説明できる
- 危険性と、その理由を説明できる
- 交渉上の論点と代替案を示せる

契約翻訳とは「リスクの翻訳」である

優れた契約翻訳者は、英文を訳すだけでなく、リスクを発見し、危険条項を抽出し、責任範囲を説明し、交渉ポイントを示すことができる。

機械翻訳・母語話者との付き合い方

機械翻訳 ○（活用する）

作業時間を大きく削減できる。ただし、入力前に次の情報を削除・置換（マスキング）する

- **個人情報**
- **企業情報**
- **商品情報**
- **秘密情報**

個人情報保護法や秘密保持契約に反しないよう、サービスの利用条件（学習利用の有無など）も確認する

母語話者だけ ×（不十分）

英語が母語であることと、契約・法制度を理解していることは別である

- 法律用語・契約慣行の知識が必要
- 準拠法（日本法・英米法）の違いを理解している必要がある
- リスク配分の判断は、法務・専門家の確認が必要

機械翻訳は下訳として活用し、最終確認は契約実務の分かる専門家が行う

翻訳の精度は？ 行政文書の例

例文：自治体の入居者募集の告知を、そのまま機械翻訳した場合

原文

2026年10月09日

令和8年熊本地震に係る建設型応急住宅の入居者募集（第2回）について

Google翻訳

Regarding the recruitment of residents for temporary housing constructed in response to the 2026 Kumamoto Earthquake (second round)

推奨訳（Gemini案）

October 9, 2026: Call for Applications for Constructed Emergency Temporary Housing (2nd Round) – 2026 Kumamoto Earthquake

何がいけないか（1） 語の選択

recruitment は求人・採用、兵士や会員の募集に使う語。入居者募集に使うと「住人を雇用・勧誘する」という違和感を与える

何がいけないか（2） 視点

行政目線の日本語は英語では違和感が出る。「被災者目線」で、「入居申込みのご案内」と書き換えるのが望ましい

AI翻訳サービスの実務点数（契約書・法律文書基準）

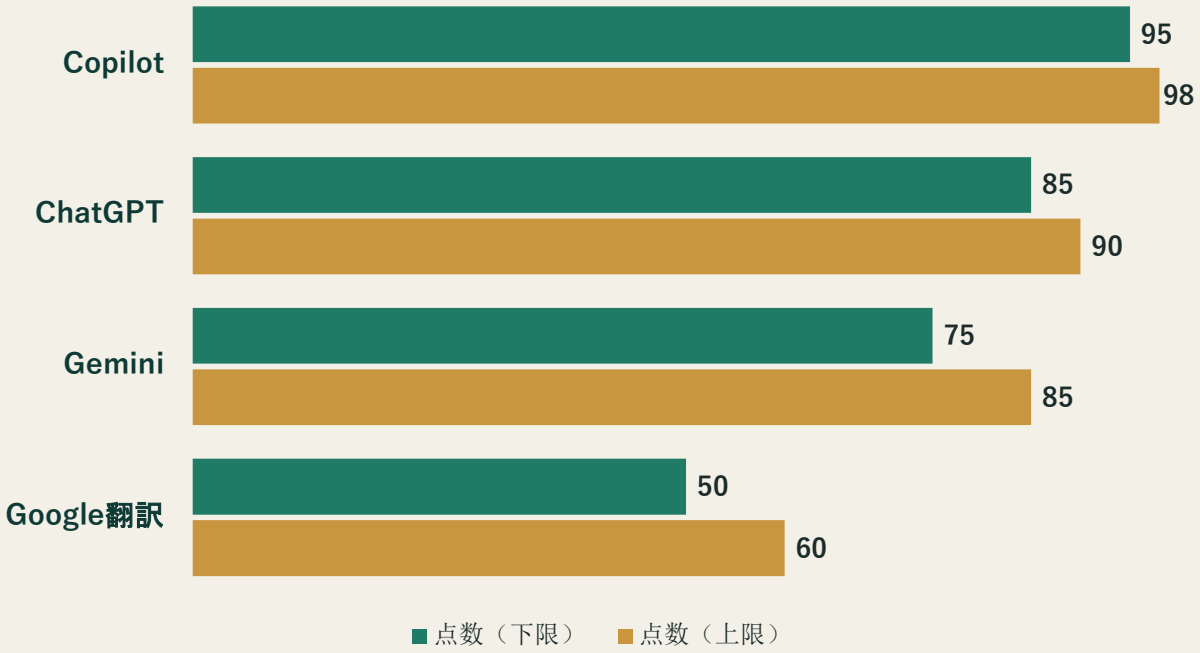

読み方

- Copilot・ChatGPT：契約書の下訳として実用的（要・専門家確認）
- Gemini：文書により精度に幅がある
- Google翻訳：法的ニュアンスの再現は難しく、契約書には不向き

ご注意 上記の点数は、講演者の実務経験に基づく主観的な評価（参考値）であり、公的な評価・ベンチマークではありません。モデルや版、文書の種類により変動します。契約書など秘密情報を含む文書は、マスキングのうえ利用してください。

日本語契約書を英文化する

× 間違った方法

日本語契約

↓

翻訳ソフト

↓

英文契約

文章は英語になるが、契約は強くならない

○ 正しい方法

日本語契約

↓

リスク分析

↓

責任分担の整理

↓

国際取引向けの再設計

↓

英文ドラフト作成

英文化とは「翻訳」ではなく、「契約構造の再構築」である

取引基本契約書の構成比較（1）

英文契約	日本語契約	相違点・注意点
Title	契約書名	ほぼ同じ
Parties	当事者表示	設立準拠法・所在地・登記番号まで詳細に記載することが多い
Recitals（Whereas）	前文	英文は背景事情を詳しく書く
NOW, THEREFORE	（定型句なし）	日本の契約書には通常ない（「そこで」に相当）
Definitions	定義条項	英文は非常に長い
Interpretation	解釈条項	日本の契約書には少ない
Scope	契約目的・業務範囲	英文は詳細
Orders	発注・個別契約	英文では独立した条項にすることが多い
Delivery	納品	引渡条件・危険移転時期まで規定することが多い
Acceptance	検収	英文ではAcceptanceが非常に重要
Payment	支払条件	通貨・送金方法・遅延利息まで規定することが多い
Representations and Warranties	表明保証	日本の契約書では限定的（M&A等では多用）
Intellectual Property	知的財産権	英文はかなり詳細
Confidentiality	秘密保持	英文は存続期間・例外事由が詳細

取引基本契約書の構成比較(2)

英文契約	日本語契約	相違点・注意点
Indemnification	補償	日本の契約書では独立条項は少なく、損害賠償条項で処理されることが多い
Limitation of Liability	責任制限	英文では原則として必須(責任上限の設定)
Term	契約期間	自動更新条項の有無に注意
Termination	解除・終了	英文は細かい
Force Majeure	不可抗力	英文は定義が広い
Notices	通知	英文は非常に詳細
Assignment	契約上の地位の譲渡	日本の契約書より重視される
Entire Agreement	完全合意条項	日本の契約書では少ない
Waiver	権利放棄条項	日本の契約書では少ない
Severability	分離可能性	日本の契約書では少ない
Survival	存続条項	日本の契約書では独立条項でないことが多い
Governing Law	準拠法	国際取引では特に重要(日本法・相手国法・第三国法の選択)
Jurisdiction / Arbitration	合意管轄・仲裁	英文では仲裁条項とセットで定めることが多い

サンプル：Master Supply Agreement（1）表題・当事者

English

MASTER SUPPLY AGREEMENT

This Master Supply Agreement (the “Agreement”) is made and entered into as of January 1, 2026, by and between ABC Corporation, a corporation organized and existing under the laws of Japan, having its principal place of business at 1-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan (“Seller”), and XYZ Inc., a corporation organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America, having its principal place of business at 100 Main Street, New York, NY 10001, United States of America (“Buyer”). Seller and Buyer are hereinafter referred to individually as a “Party” and collectively as the “Parties.”

日本語

取引基本契約書

本取引基本契約（以下「本契約」という。）は、2026年1月1日付で、日本法に基づき設立され、東京都千代田区丸の内1丁目1番1号に主たる事業所を有するABC Corporation（以下「売主」という。）と、米国デラウェア州法に基づき設立され、米国ニューヨーク州ニューヨーク市100 Main Streetに主たる事業所を有するXYZ Inc.（以下「買主」という。）との間で締結される。売主及び買主を、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。

定義語は冒頭で定める

Agreement／Seller／Buyer／Party／Parties は、使う前に必ず定義する

当事者を特定する

法人名・設立準拠法・主たる事業所で、契約主体を特定する

as of の意味

契約の基準日（効力発生日）。署名日と異なる場合がある

サンプル：Master Supply Agreement（2）前文

English

RECITALS

WHEREAS, Seller is engaged in the manufacture, marketing and sale of electronic products;

WHEREAS, Buyer desires to purchase such products from Seller for distribution and resale within the United States of America (the "Territory");

WHEREAS, the Parties desire to establish the general terms and conditions governing their future business relationship;

WHEREAS, the Parties acknowledge that individual purchase transactions may be entered into from time to time pursuant to this Agreement;

WHEREAS, the Parties wish to set forth their respective rights and obligations with respect to such transactions;

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual covenants, promises, representations and warranties contained herein, and for other good and valuable consideration, the receipt and sufficiency of which are hereby acknowledged †, the Parties agree as follows:

日本語

前文

売主は、電子製品の製造、マーケティング及び販売を業としている。

買主は、当該製品を対象地域（米国）において流通及び再販売するため、売主から購入することを希望している。

両当事者は、今後の継続的な取引関係に適用される一般条件を定めることを希望している。

両当事者は、本契約に基づき、個別の売買取引が随時行われうることを確認する。

両当事者は、当該取引に関する各自の権利及び義務を定めることを希望している。

そこで、両当事者は、本契約に定める相互の約束、表明及び保証並びにその他の有効かつ十分な対価（約因）を考慮し、その受領及び十分性を相互に確認した上で†、次のとおり合意する。

† **good and valuable consideration（有効かつ十分な約因）** 英米契約法の「約因（consideration）」を満たすことを確認する定型句。日本法に約因の概念はなく、契約の成立要件でもない。前文は解釈の手がかりになるが、権利義務は本文の条項で定める。

5

第5章

多言語化

目的は「読ませる」ことではなく、

「同じルールで働ける状態」をつくること

「翻訳」だけでは危険：多言語化の目的

多言語化の目的

読ませる　×

▼

理解させる

▼

同じルールで働ける状態をつくる

よくある誤解

日本人（会社側）
翻訳したから説明済み

外国人（従業員側）
読んだが意味が分からない

→ 説明したつもり、理解したつもり

法令上の考え方

労働基準法15条は、労働条件の明示を使用者に義務づけている。外国人労働者にも適用される。

厚生労働省の指針（外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針）は、母国語や平易な日本語など、理解できる方法での明示に努めるよう求めている。

「翻訳した」ではなく、「理解できている」ことを確認する

問題になりやすい用語

就業規則の用語

- 就業規則
- 懲戒
- 諭旨退職
- 配置転換
- 出向
- 休職
- 雇止め
- 無断欠勤
- 始末書
- 服務規律

雇用契約書の用語

労働時間

- 所定労働時間
- 法定労働時間
- 時間外労働

賃金

- 基本給
- 各種手当
- 控除
- 割増賃金

契約期間

- 更新
- 契約満了
- 雇止め

退職

- 自己都合退職
- 普通解雇
- 懲戒解雇

単純な翻訳では伝わらない。母国の制度とまったく異なる場合がある

翻訳だけでは危険な例：懲戒解雇

日本語

従業員は、懲戒処分として解雇される場合がある。

英訳

An employee may be dismissed for disciplinary reasons.

翻訳としては正しい。しかし、外国人従業員は次のことまでは理解できない

どんな場合か
懲戒事由

どんな手続か
弁明の機会・手順

退職金はどうなるか
不支給・減額の有無

在留資格に影響するか
離職後の届出など

対応：就業規則に懲戒事由と手続を具体的に定め（労基法89条）、説明付き翻訳で伝える。離職時は、所属機関の変更等の届出（入管法19条の16）にも触れる。

本当に必要な多言語化：4つのレベル

レベル1 単純翻訳

流れ

日本語
↓ **外国語**

対象文書の例

- ごみ出し・分別表
- 生活ルール
- 買い物・地域マップ
- 公共交通・病院案内
- 災害時連絡先一覧

レベル2 説明付き翻訳

流れ

日本語
↓ **外国語**
↓ **解説**

対象文書の例

- 入社説明資料
- 社宅利用案内
- 銀行口座・健康保険・年金
- 在留カード手続案内
- マイナンバー説明資料

レベル3 実務多言語化

流れ

日本語
↓ **用語統一**
↓ **法制度説明**
↓ **文化調整**
↓ **外国語**

対象文書の例

- 労働条件通知書
- 雇用契約書
- 誓約書・個人情報同意書
- 安全衛生規程
- ハラスメント防止規程

レベル4 プロの多言語化

流れ

日本語原本
↓ **英語（Master）**
↓ **Glossary**
↓ **翻訳仕様書**
↓ **外国語**

対象文書の例

- 就業規則・賃金規程
- 退職金規程・懲戒規程
- 取引基本契約書
- NDA・業務委託契約書
- M&A関連契約

多言語化のプロセスは？

① **日本語 → ベトナム語（直訳）**
意味は近いが、法的ニュアンスがずれる可能性が高い

② **日本語 → 英語 → ベトナム語（間接翻訳）**
法的ニュアンスが安定しやすい。ただし英語の解釈に依存する

③ **最適解（プロ仕様）**
日本語 → 英語（Master）→ ベトナム語（Target）＋ Glossary（用語統一）＋ 翻訳仕様書

②が実務で多い理由

- 英語が意味の基準（Master）になる
- 行政用語と整合しやすい
- 多言語の整合性を保ちやすい
- 契約書・行政文書で誤訳が減る

例外は①が適切

生活情報（避難所案内・生活支援）、やさしい日本語版、文化的概念（食事・生活習慣）など

行政文書・契約書は②または③、生活情報は①が向いている

多言語版には、解釈が分かれたときの正文（日本語版など）を定める言語条項を置き、翻訳版との優先関係を明確にしておく

多言語化の本質

就業規則の多言語化

目的は「同じルールを理解させること」

雇用契約書の多言語化

目的は「同じ権利義務を理解させること」

× 外国語に置き換える

▶

○ 日本人と外国人が、同じ内容を
理解できる状態をつくる

翻訳の成功とは

外国語が完成することではなく、外国人従業員が会社のルール・権利・義務を正しく理解できること

結
SUMMARY

まとめ

契約書は「言葉」ではなく、
「リスク配分と法的効果」の設計図

まとめ(1)日本語契約書と英文契約書

契約書(日本語)とは

- 約束を書いた文書
- 権利と義務の配分表
- リスク配分表
- 将来の紛争の処理手順
- 裁判官・第三者への説明書

日本語契約書	英文契約書
事実・条件中心	定義・解釈中心
条文ごとに理解する	全条文が連動する
権利義務確認型	リスク設計型
法律が補完する部分が多い	契約書自体で完結を目指す
実務担当者が読みやすい	弁護士・法務担当者向けの構造

違いは言語ではなく、契約の設計思想にある

まとめ(2)英文化と日本語化のプロセス

日本語契約 → 英文契約

日本語契約書
↓
リスク分析
↓
責任分担の整理
↓
国際取引向けの再設計
↓
英文ドラフト作成

英文契約 → 日本語(レビュー)

英文契約書
↓
契約構造の分析
↓
定義・リスクの分析
↓
法的効果の分析
↓
日本法との比較
↓
日本語ドラフト作成

まとめ(3)多言語化の本質

×

- 外国語に置き換える
- 同じ文章を作る
- 同じ単語を作る

○

- 同じ意味を理解させる
- 同じルールを理解させる
- 同じ権利義務を理解させる
- 同じ法的効果を実現する

契約書の目的は署名ではない。多言語化の目的は翻訳ではない。

目的は「同じ意味・同じ権利義務・同じ法的効果」の実現である

契約翻訳とは、言葉の翻訳ではなく、リスクの翻訳である

ご清聴ありがとうございました

契約書・英文契約書・多言語化の総合実務セミナー

行政書士　上野徹事務所

特定行政書士／申請取次行政書士／ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL：https://uenotorulaw.com

TEL：070-5813-9676

Email：tony39u@gmail.com

